

法人市民税 確定・中間・修正申告書（第20号様式）の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「※処理事項」	記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に金額を記載してください。また、記載する金額が赤字額となる場合は、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。
3 「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告から、13桁の法人番号を記載してください。
4 「法人名」	省略せずに、正式名称を記載してください。
5 「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、本市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記してください。
6 「代表者氏名」	この申告の提出時における法人の代表権を有する者の氏名を記載してください。
7 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定等を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書の提出日、又は更正、決定等を受けた年月日を記載してください。
8 「事業種目」	事業の種類を具体的に記載してください（「貨物運送業」等）。なお、2以上の事業を行っている場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業を○印で囲んでください。
9 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」、「期末現在の資本金等の額」	期末（中間申告の場合にあっては、その計算期間の末日）現在における、それぞれの額を記載してください。
10 「市町村民税の申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合には、「中間」 (2) 法人税の確定申告書に係る申告の場合には、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」 ＊修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄にも記載してください。
11 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額を記載してください。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄の金額の上段に外書として記載された金

	額)、税額控除超過相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載してください。
12「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」	「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。 *税額の計算を行う場合の税率は、市町村ごとに定められた税率を用います。(岩出市の税率は別添の「法人市民税の税率表」を参照してください。)
13「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、本市のみに事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
14「差引法人税割額⑫」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。
15「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑬」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載してください。
16「この申告により納付すべき法人税割額⑮」	記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。 *「この申告により納付すべき均等割額⑰」の欄についても同様に記載してください。
17「算定期間中において事務所等を有していた月数⑯」	1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載してください。 *算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
18 「 $\frac{\text{⑮}}{12} \times \text{⑰}$ 」	均等割額に⑯の欄の月数を乗じて得た金額を12で除して得た金額を記載し、この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。
19「この申告により納付すべき市町村民税額⑳」	⑮又は⑰の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑮又は⑰の欄を零として計算します。
20「㉑のうち見込納付額㉑」	確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年所得税法等改正法第3条の規定による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第75条の2第1項の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法

	<p>人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。</p>
21 「岩出市内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」	<p>2以上の市町村に事務所等を有する法人で、本市に従たる事務所等を有する場合に記載します。</p> <p>この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における従業者の数をいいます。</p>
22 「岩出市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	<p>算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事業所等にあっても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。</p> <p>*この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。</p>
23 「法人税の申告書の種類」	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める申告書の種類を○印で囲んでください。</p> <p>(1) 法人税法第2条第36号又は令和2年旧法人税法第37号規定する青色申告書を提出する法人 「青色」</p> <p>(2) その他の申告書を提出する法人 「その他」</p>
24 「翌期の中間申告の要否」	<p>当該事業年度の当該法人に係る法人税額に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んでください。</p> <p>*翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、6を当月月数に読み替えて計算します。</p>
25 「法人税の申告期限の延長の処分の有無」	<p>次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んでください。</p> <p>(1) 法人税法第75条の2第1項又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人。</p> <p>(2) 連結申告法人のうち、令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人。</p>

<p>26「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」</p>	<p>銀行振込により還付金の受領を希望する場合は必ず記載してください。</p>
<p>27「還付請求税額」</p>	<p>中間納付額の還付を受けようとする場合において、その中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑮の欄又は⑲の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。</p>